



公益社団法人

全国市有物件災害共済会 ガイドブック



令和7年8月

～都市において生活、活動される住民の皆様の 『セーフティネット』の役割を担うことを通じ、 地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与します～

公益社団法人 全国市有物件災害共済会は、昭和24(1949)年1月、地方自治の発展と住民福祉の向上を目指し、地方自治法第263条の2に基づき、災害によって、市等有する公有財産に生じた損害に関する相互救済事業を実施するため、全国の各市が共同で設置した公益的法人です。

設立以来これまでに、都市における防災、減災に関する様々な事業を実施し、その充実に努めてまいりました。

そして、平成24(2012)年11月には、内閣総理大臣の認定に基づき、「不特定かつ多数の者の利益を増進する。」公益社団法人として、新たにスタートいたしました。

今後とも、「相互救済事業」を柱とし、「防災に係る調査研究及び普及啓発事業」、「消防・防災施設整備事業等資金融資事業」、「防災専門図書館事業」及び「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」を加えた5つの公益目的事業並びに「日本都市センター会館事業」及び「全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業」の2つの収益事業を確実かつ積極的に実施することを通じ、都市で生活、活動される住民の皆様の「セーフティネット」の役割を担うことにより、本会の目的である地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与してまいります。

全国の会員市、共済委託団体の皆様方、関係各位の更なる御理解、御協力のもと、役員及び職員一同、将来にわたって、住民の皆様の信頼を得られますよう、更に努めてまいります。

令和7年8月



公益社団法人 全国市有物件災害共済会
理事長(川崎市市長)

福田 紀彦



目次

事業概要	1
事業紹介	
公益目的事業	3
収益事業	15
事業概況	17
組織情報	
沿革	20
組織概要／組織図／役員名簿	21
所在地／交通・アクセスマップ	23

事業概要

全国市有物件災害共済会（以下「本会」といいます。）は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、火災、水災、震災その他の災害による市又は市が設置する一部事務組合等（以下「市等」といいます。）が所有、管理又は使用している財産の損失の救済を事業の柱としつつ、災害による住民生活に及ぼす被害の防止・軽減のための消防防災施設等の充実に資する資金貸付、防災に係る調査研究・普及啓発、住民の防災意識の向上を図る事業として、防災専門図書館事業及び都市機能等に関わる調査研究等関連分野の事業を実施しています。

設立の経緯

地方自治法第263条の2の規定（巻末に条文掲載）に基づく公益的法人として、市の委託を受けて市等が所有、管理又は使用している住民の共有の財産である公有財産等の災害による損害を相互救済する事業（以下「相互救済事業」といいます。）を行うため、設立されたものです（設立：昭和24年1月）。

相互救済事業

建物総合損害共済並びに自動車損害共済の両事業を柱として、より低廉な共済基金分担金（相互救済事業を委託している市等から、所定の基準により算出し、負担いただく拠出金）によって市等の財政負担の軽減を図るとともに、万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動の拠点の早期回復に資することを通じて、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを使命としています。

事業内容

当初は、火災による損害（建物）及び自動車損害のてん補でしたが、落雷、破裂・爆発、風水害、雪害、衝突等、損害のてん補範囲を拡大し、さらに地震災害見舞金制度（昭和55年）を設けるなど制度の充実を図り、一方で適宜、共済基金分担金基率の改定（主として引下げ）を行うなど、市等の経費節減を通じて財政負担の軽減にも寄与してきました。

その後、更なる住民福祉の向上に寄与するため、共済基金及びその運用益を有効活用し、災害の発生及び拡大の防止・軽減並びに住民の防災意識の向上を図る事業を開始いたしました。

具体的には、市等の消防防災施設等に対する資金融資（昭和30年度～）は、共済基金を活用した消防防災施設等の整備促進を図る事業であり、市等に低利な事業資金として利用いただいています。さらに、その利子収入を財源として、防災専門図書館の開設（昭和31年度～）、防災に係る調査研究・普及啓発、都市機能に関わる調査研究（昭和30年度～）等の事業を実施しています。

これらの経過を踏まえ、現在、本会は地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として事業を行っています。

■ 公益目的事業

相互救済事業

建物総合損害共済事業 ・ 自動車損害共済事業

p3

防災に係る
調査研究及び普及啓発事業

p7

消防・防災施設整備事業等
資金融資事業

p9

防災専門図書館事業

p11

防災その他様々な都市機能の
健全な維持発展に関する事業

p13

■ 収益事業

日本都市センター
会館事業

p15

全国各市の利便に
資する保険手続きに
関する事業

・ 道路賠償責任保険取扱業務
・ 自動車損害賠償責任保険
代理店業務

p16

公益目的事業

1

相互救済事業 建物総合損害共済事業・自動車損害共済事業

(定款第4条第1項第1号)

1 事業の目的

低廉な共済基金分担金で公有財産等の災害による一定の損害に対する相互救済事業を行うことにより、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減するとともに、住民負担の軽減と住民福祉活動拠点の早期回復に資することにより、住民福祉の向上に寄与いたします。

2 事業の内容

本事業は、市等が所有、管理又は使用する財産の災害による一定の損害をてん補するもので、対象となる公有財産等の種類により、建物総合損害共済と自動車損害共済の二つの共済種目に分類しています。また、それぞれの共済委託物件を対象に、各々の共済種目の附帯制度として、地震災害見舞金制度を設けています。

本事業については、住民の利益の増進が目的であることから、事業の設計及び運営の基本は、住民福祉活動の拠点であり、安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害による損害を迅速にてん補し、復旧に資することができる仕組みを構築しています。

1) 建物総合損害共済

○共済委託できる物件

市等が所有、管理又は使用する建物、工作物及び動産を委託することができます。

例えば、市の庁舎、学校、市営住宅、ごみ処理施設、消防署、文化スポーツ施設の建物と、その施設内の動産、展示品、屋内外の機械なども対象となります。また、独立行政法人の医療機関や大学であっても、その沿革から本会の共済に委託できる場合があります。

そのほか、市等が所有、管理又は使用する施設であれば、お城やドームも対象にすることができます。



建物総合損害共済の対象となる姫路城
(提供：姫路市)

○災害共済金の対象となる損害

- ・ 火災による損害
- ・ 落雷による損害
- ・ 破裂又は爆発による損害
- ・ 外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害
- ・ 車両の衝突又は接触による損害
- ・ 騒じょうに伴う暴行による損害
- ・ 破壊行為による損害
- ・ 風災、水災又は雪災による損害
- ・ 土砂崩れによる損害



台風による体育施設の被害



コンベア火災が発生したごみ処理施設

2) 自動車損害共済

○共済委託できる自動車

市等が所有、管理又は使用する自動車を委託することができます。

乗用車のほか、二輪車、市営バス、ごみ収集車、消防車、救急車も対象になります。

また、災害時や選挙期間中に、市が一時的に借り上げ、管理している自動車も対象にすることができます。



○契約の種類と内容

<総合契約>

事故発生の際は、本会が示談を代行する契約です。

車両共済・対物損害賠償共済・対人損害賠償共済のセットで加入していただきます。

注) 本会の示談代行は、弁護士法第72条に関連して日本弁護士連合会と協定した内容を遵守して行っています。

<基本契約>

事故発生の際は、共済委託団体が相手方との示談交渉を行う契約です。

車両共済への加入は必須になります。対物賠償共済・対人賠償共済は任意で加入とすることができます。

★ 共済基金分担金基率

共済委託にあたり負担していただく分担金は、いかなる物件も加入しやすい低廉な基率を設定し、市の財政負担を抑えています。

建物総合損害共済		自動車損害共済(総合契約)	
設定例(関東地区)	分担金(1年間)	設定例	分担金(1年間)
市庁舎(1級構造) 再調達価額10億円	39,000円	乗用車 車両価額200万円	27,670円
アリーナ(2級構造) 再調達価額1億円	11,300円	消防車 車両価額5千万円	27,740円

注) 建物共済は、地区ごとに基率が異なります。

上記の例は、いずれも関東地区の分担金となります。

注) 自動車共済の例は、対物・対人賠償共済の責任額を無制限とした場合の分担金となります。

3) 地震災害見舞金制度

本制度は、建物総合損害共済及び自動車損害共済の附帯制度として、昭和55年7月から実施しています。

地震災害については、損害規模の巨大性及び統計的な損害予測の困難性など、本会のような事業規模の団体が共済制度として営むことは困難であることから、交付総額に限度を設けた見舞金制度として創設されました。

近年では、公的施設が地震被害に遭ったときは国による支援も行われることから実質的な施設の復旧は公的な支援制度に委ねるものとし、本会の地震災害見舞金は、用途を施設の復旧に限定することせず、共済委託団体が幅広く活用できるものとしています。なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の大災害に際しては、現行制度の地震災害見舞金約32億6千万円に、特例措置による見舞金119億円を加算し、合計約151億6千万円を交付することで、巨大な津波により被災された共済委託団体を支援しました。

(参考) 主な地震災害見舞金交付状況 (交付額が3億円以上のものを掲載)

災害名	発生日月	団体数	金額
兵庫県南部地震	平成7年1月17日	53	2,217,600,000円
新潟県中越地震	平成16年10月23日	10	315,270,000円
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	11	430,540,000円
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	174	15,161,870,000円
熊本県熊本地方を震源とする地震	平成28年4月16日	20	2,474,050,000円
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	22	311,630,000円
福島県沖を震源とする地震	令和3年2月13日	36	484,260,000円
福島県沖を震源とする地震	令和4年3月16日	51	839,910,000円
能登半島地震	令和6年1月1日	52	1,611,140,000円



熊本県熊本地方を震源とする地震で被害を受けた熊本城

2

防災に係る調査研究及び普及啓発事業

(定款第4条第1項第2号)

1 事業の目的

本事業は、相互救済事業の実施に伴い収集される事故データから、発生件数が増加傾向にあるものや大事故の例があるものなどについて、防災対策の調査研究及び普及啓発を行い、事故の発生や災害による公有財産等の損害の防止や減少を図ることで、住民福祉活動拠点の防災機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものです。

2 事業の内容及び実績

本事業は、現在「ごみ処理施設の火災や爆発事故」、「落雷事故」及び「公用車の交通事故」を対象として各事業を実施しています。

「ごみ処理施設」は、住民の生活環境を維持するために必要不可欠な施設であり、一たび火災や爆発事故が発生すると、作業員の人身被害のほか、ごみ処理施設の損壊、施設の稼働停止など、住民生活にも大きな影響を及ぼすことになります。

また、「落雷事故」はシステムの機能停止や誤動作等により、住民福祉活動の停止や遅延を招き、住民の日常生活に大きな影響がでることがあります。

これらの事故は、相互救済事業の事故データにおいても、発生件数の増加や大事故例など際立つ傾向があり、次のような事故防止対策の調査研究・普及啓発を実施しています。

1) ごみ処理施設の事故防止に関する調査研究等

ごみ処理施設は、快適な住民生活や都市における活動において重要な公共施設の一つであり、一たび火災や爆発の事故が起こると、施設の損壊はもとより稼働停止による生活環境の悪化など、共済委託団体や住民への被害は甚大なものとなります。

本会では、かねてより増加傾向にあったごみ処理施設における火災や爆発事故の防止対策として、調査研究を継続的に行ってきました。近年の取組は次のとおりです。

【各種事故防止対策マニュアルの刊行】

平成21年度に「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」、平成24年度に「現場で役立つごみ処理施設の火災事故防止ツール集」、平成26年度に「ごみ処理施設の火災事故防止のための防火安全マネジメントマニュアル」を



各種事故防止対策マニュアル ホームページからダウンロードできます。

刊行し、全国の自治体をはじめ、ごみ処理施設関係者等（民間企業・大学・研究者）へ広く提供しています。

【ごみ処理施設事故防止対策セミナー・研修会】

ごみ処理施設の事故防止対策の専門家を講師として、実際にごみ処理施設において業務に従事している各市職員等を対象に、最近のハード面やソフト面における情報等を織り込んだ事故防止対策について、県単位のセミナーを毎年開催しています。

また、事故防止対策の専門家が施設状況を確認し、施設の特性を踏まえた事故防止対策を提案する研修会も実施しています。

2) 雷害低減防止対策に関する調査研究等

地方自治体施設の落雷被害件数は、最近の10年間に於いて高い水準で推移しており、早急な実効性のある被害低減策が求められています。

本会では、住民の生活において重要度が高い施設を対象として、雷害の実態調査及び被害低減に資する調査研究を行っています。

【雷害対策ガイドブックの刊行】

過去に雷害被害にあった共済委託団体の防災行政無線施設の子局について、平成24年度に一般財団法人全国自治協会との共同研究として、実証実験を行いました。

その結果に基づき、平成25年度に「防災行政無線子局のための雷害対策ガイドブック」を、また、平成26年度に学校施設等の対策として「公共施設のための雷害対策ガイドブック」をそれぞれ刊行し、全国の自治体等に広く配布しています。



各種雷害対策ガイドブック
ホームページからダウンロードできます。

【落雷事故被害低減セミナー】

雷に関する専門家を講師として、市等の施設管理担当者及び技術担当者を対象に、雷害対策の基本的な考え方と技術動向について、理解を深めることを目的としたセミナーを落雷多発地域において行ってきました。

3) 公用車の交通事故防止対策に関する取組

本会では、安全運転講習会を開催するほか、「地方公共団体における公用車事故防止対策資料集」を全国の共済委託団体に配布し、公用車の事故防止に関する普及啓発を行っています。

3

消防・防災施設整備事業等資金融資事業

(定款第4条第1項第3号)

1 事業の目的

消防・防災施設整備事業等資金融資事業は、市等が実施する安全・安心な住民生活に必要な不可欠な消防・防災施設整備事業等の事業資金を低利で融資し、活用いただくことにより、市等の財政負担の軽減に寄与するとともに様々な都市機能の整備、充実を図ることで、住民福祉活動の向上に資することを目的としています。

2 事業の内容

相互救済事業の一部を活用し、市等が実施する消防・防災施設整備等の事業資金を低利で融資する事業です。

地方債資金区分上、民間等資金債を充当する事業に資金を提供します。

融資の対象となる事業については、次のとおりです。

- 消防庁舎の建設、防火水槽・消火栓の設置、消防自動車・救急自動車の購入、震災対策施設の整備等に関する事業
- 自然災害の発生の予防、又は災害の拡大防止に関する事業
- 大規模地震等災害時に、防災拠点となる公共施設等の耐震化事業など

なお、融資する事業は、総務大臣若しくは都道府県知事の同意又は許可を受けたものなどが対象となります。ただし、届出の場合「協議をしたならば同意すると認められない。」旨の通知を受けたものは、融資の対象外となります。

償還期間は、5年(1年)、7年(1年)又は10年(2年)を選択できます(カッコ内は、元金据え置き期間)。

償還方法は、半年賦元利均等又は半年賦元金均等となっています。

融資利率は、同条件の財政融資資金貸付金利と同率ですが、共済委託団体は、それよりも低い利率(ただし、財政融資資金貸付金利が0.5%以下の場合は同率)が適用されます。

具体的には次ページの「●有利な融資利率」を御覧ください。

3 事業の特色

●公益目的の融資制度

市等が実施する消防・防災施設整備事業等を融資対象としています。

相互救済事業と相互補完関係にある公益目的の融資事業として、消防・防災施設の整備事業等に低利の事業資金を提供し、安全・安心な街づくりにお役立ていただいています。

利子として得られた収益は、本会の防災専門図書館事業や防災に関する事業などの公益目的事業で更に活用します。

●利用しやすい融資制度

- 証書方式により借入れ手続が簡便です。管理手数料は、掛かりません。
- 繰上償還時の補償金、手数料負担はありません。

●有利な融資利率

- 民間等資金債を公的資金と同率以下の利率で融資するため、民間金融機関借入等より調達コストが低く抑えられます。

(参考) 令和6年度融資利率

償還期間、償還方法の区分		利率	
		共済委託団体適用	その他の団体適用
償還期間5年（据置1年）	元利均等償還	0.9%	1.0%
	元金均等償還	0.9%	1.0%
償還期間7年（据置1年）	元利均等償還	1.0%	1.1%
	元金均等償還	1.0%	1.1%
償還期間10年（据置2年）	元利均等償還	1.1%	1.2%
	元金均等償還	1.1%	1.2%

融資利率は、融資日における財政融資資金貸付金利のうち、償還期間、元金の据置期間及び償還方法が同一条件のものと同率ですが、令和7年度から共済委託団体には下記の利率が適用されます。

財政融資資金貸付金利	0.5%以下	財政融資資金貸付金利と同率
	0.5%超1.0%未満	財政融資資金貸付金利×0.95
	1.0%以上	財政融資資金貸付金利×0.9

注) 融資の詳しい内容については、本会ホームページ「会員市（共済委託団体）のページ」中、「事務手引・様式集」にある「消防・防災施設整備事業等資金融資事務取扱の手引」をご参照ください（共済委託されていない団体におかれては、本冊子裏面の地区事務局にお問い合わせください）。

4 事業の状況

年度	融資金額	
	団体数	金額
R6	311	7,786,200千円
R5	310	8,008,700千円
R4	290	10,571,100千円
R3	265	4,466,900千円
R2	290	4,783,600千円

- 令和6年度末の融資金残額は、38,891,045千円となっております。

4

防災専門図書館事業

(定款第4条第1項第4号)

1 事業の目的と内容

防災専門図書館は、「防災、災害に関する資料の収集とその活用・発信を通じて、住民のセーフティネットに貢献する。」ため、昭和31(1956)年7月に開設されました。

開設以来、台風や地震などの自然災害をはじめ、火災や事故、環境問題など様々な災害やその対策に関する資料等の収集と充実に努め、約17万冊の図書と約720タイトルの国内外の専門誌のほか、ビデオ、DVD、災害資料として貴重な江戸時代のかわら版・絵図類を所蔵しており、防災・災害に関して一般公開している専門図書館としては、国内唯一となっています。

とりわけ本館の蔵書の特徴は、地域防災計画などの官公庁出版物をはじめ、研究機関などの調査報告書・防災パンフレットなど、広く関係機関から寄贈いただいた市販されていない資料が70%以上を占めていることです。

蔵書は、災害を独自の十進分類法により整理・登録し、下記のとおりホームページから検索できるようにしています。

また特別コレクションであるかわら版・絵図90点、『(震災予防調査報告) 関東大地震調査報文』全6巻のほか、多くの古文書や被災写真を高精細画像でデジタル化し、図書館ホームページ上で公開しています。

皆様の御利用、御活用をお待ちしております。

図書や雑誌を探す

本会ホームページ [URL https://city-net.or.jp/](https://city-net.or.jp/) のバナー [防災専門図書館](#) からお入りください。



2 防災専門図書館の利用案内

●蔵書の構成

約17万冊を数える蔵書は、次のような独自の十進分類法により整理しています。

- 000 災害一般
- 100 火災
- 200 風水害・雪害
- 300 地震・噴火・津波
- 400 交通災害
- 500 農業災害
- 600 鉱・工業災害
- 700 公害
- 800 戦災
- 900 その他一般



●図書館の利用案内

開館時間	9:00～17:00
休館日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末・年始、館内整理日
利用方法	どなたでも、無料で御利用いただけます。
閲覧方法	閲覧室の資料以外は、検索用パソコンから検索し、受付カウンターでお申込みください。 ホームページからも、蔵書検索ができます。
貸出	図書・資料の館外貸出は、現在、市等関係者のみに限っております。 1回の貸出冊数は5冊、貸出期間は10日（首都圏以外は1ヶ月）を限度としています。 なお、古書等の館外貸出できない資料があります。
レファレンス・サービス	災害関係資料に関する事項をはじめとして、できる限りお応えします。 メールでも受け付けています。お気軽にお問い合わせください。
文献資料の複写	著作権法に定められた範囲での文献資料の複写が、実費でできます。 ただし、古書や破損のおそれがあるなど、複写できない資料があります。 郵送サービスも行っています。詳しくは、ホームページの文献複写案内をご覧ください。

●お問い合わせ

【TEL】03-5216-8716 【FAX】03-3265-8222

【E-mail】lib.bousai@city-net.or.jp

【ホームページ】<https://city-net.or.jp/products/library/>



HP



X(Twitter)



3D-VR



デジタル化資料

5

防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

(定款第4条第1項第5号)

1 事業の目的

防災に関するセミナーの開催や、消防、防災及び安全・安心なまちづくり等に関し、全国的規模で実施している調査研究、普及啓発等の事業に対する助成を行い、多角的に住民に寄与することを目的とします。

2 事業の内容

1) 都市防災推進セミナー並びに防災フォーラムの開催

都市防災の推進と防災意識の向上を図ることを目的として、平成11年度から防災セミナーを開催しています。

令和6年度の「第26回都市防災推進セミナー」では、「建設廃材を資源に変える事前防災の提案と地方公共団体における防災対策」をテーマに、総務省防災課長、学識経験者による講演及びパネルディスカッションを行い、その模様を動画配信しました。



また、過去の大震災の教訓を踏まえ、建築物の耐震化を推進する等により防災対策に資することを目的とし平成25年度から「防災フォーラム」を開催しています。

令和6年度は、「南海トラフ、首都直下地震の切迫～今、私たちがなすべきこと」をテーマに、学識経験者による講演及びパネルディスカッションを行い、その模様を動画配信しました。



「都市防災推進セミナー」及び「防災フォーラム」は、地域防災を推進するNPO法人「東京いのちのポータルサイト」等との共催により、国、東京都等の行政機関、学会をはじめとする関係団体等から後援をいただき開催しています。

2) 消防、防災及び安全・安心のまちづくり等に関する全国的規模での調査研究、普及啓発等の事業に対する助成

安全・安心なまちづくりの前提となる都市政策、行政経営等の都市問題調査研究事業(公益財団法人日本都市センター) 国民の安全・安心を図る消防防災の分野において大きな役割を果たしている、消防団にかかる活動情報提供事業(公益財団法人日本消防協会) 次代の消防団員育成を推進するための少年消防クラブ活性化推進事業(一般財団法人日本防火・防災協会)に対し助成を行っています。

〈参考・各団体HPアドレス〉

*公益財団法人日本都市センター <https://www.toshi.or.jp/>

*公益財団法人日本消防協会 <https://www.nissho.or.jp/>

*一般財団法人日本防火・防災協会 <https://www.n-bouka.or.jp/>

*NPO法人東京いのちのポータルサイト <https://www.tokyo-portal.info/>

収益事業

1 日本都市センター会館事業 (定款第4条第1項第6号)

相互救済事業において巨大災害の発生等に備えるための支払準備資産の一部を土地、建物として保有するとともに、全国の都市関係者等の東京における様々な活動の拠点のほか、広く一般の利用にも供するため日本都市センター会館を建設(昭和34年に旧会館竣工、平成11年に旧会館を解体し、現会館を竣工)し、運営を行っています。

1) 都市センターホテル(リーガロイヤルホテルグループ)

都心の好アクセスな立地(最寄り駅; 東京メトロ永田町駅、麴町駅、赤坂見附駅)にあり、宿泊、会議、飲食などに幅広く御利用いただいております。

○客室(14F~22F) 全327室



洋室例(ツイン)



和室例

○会議室(3F~7F) 全25室



コスモスホール(3F)



オリオン(5F)

○飲食(ロビーF・1F) 3店舗(洋食、和食、ラウンジ)



レストランアイリス(ロビーF)



和食処梅林(1F)

館内のご案内



都市東京事務所PRコーナー(ロビーF)



事務所フロアに入居している都市東京事務所(次頁参照)の観光パンフレットなどを置いています。

<参考>都市センターホテルHPアドレス <https://www.rihga.co.jp/toshicenter>

日本都市センター会館の省エネ(ZEB化)への取り組み

カーボンニュートラルの実現に向け、令和5~7年度の3か年で熱源機器や照明設備等の改修(ZEB化)を実施することで、省エネ化に取り組んでいます。

このZEB化については、BELS(建築物省エネルギー性能表示)の最高評価(5つ星)を取得し、事務所やホテル等の大規模な建築物を対象にした国のZEB Orientedの認証を受けました。

(右図)当会館のZEBマーク

BELS



ZEB Oriented

ZEB



この建物のエネルギー消費量
38%削減

2024年1月24日交付

国土交通省告示に基づく第三者認証

2) オフィス(貸事務室)

日本都市センター会館8～9階及び11～12階は事務所フロアとして、全国の市等の東京事務所などに御利用いただいております。

12F	大分市東京事務所・浜松市東京事務所・福岡市東京事務所・姫路市東京事務所・相模原市東京事務所・下関市東京事務所・鹿児島市東京事務所・宮崎市東京事務所・(株)病院新聞社・旭川大雪圏東京事務所
11F	福山市東京事務所・秋田市東京事務所・久留米市東京事務所・津市東京事務所・豊田市東京事務所・岩見沢市東京事務所・さいたま市東京事務所・熊本県市長会東京事務所・佐世保市東京事務所・呉市東京事務所・四日市市東京事務所・松山市東京事務所・横浜市東京事務所
9F	仙台市東京事務所・釧路市東京事務所・豊橋市首都圏活動センター・熊本市東京事務所・静岡市東京事務所・新潟市東京事務所・千葉市東京事務所
8F	公益財団法人日本都市センター

2 | 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業 (定款第4条第1項第7号)

1) 道路賠償責任保険取扱業務(事業開始: 昭和49年度)

市が管理する道路について、道路の設置又は管理の瑕疵(かし)により生じた偶然な事故により、通行者など第三者の死亡若しくは傷害、又はその財物の損壊が生じた場合、市が道路管理者として国家賠償法等法律上の賠償責任を負わなければなりません。

道路賠償責任保険は、自治体が所有・使用・管理する道路を補償対象とするために開発された専用保険商品です。

昭和49年度より、会員各市からの御要望を受け、市が管理する道路の賠償責任を補償する道路賠償責任保険契約を本会が損害保険会社と締結し、現在に至っております。この全国の市を本会が取り纏める契約方式(団体契約)は、市が単独で保険会社と契約するよりも年度ごとの事故リスクの変動を抑えることができることから、低廉かつ安定した保険料により会員各市の財政負担の軽減に寄与しています。

2) 自動車損害賠償責任保険代理店業務(事業開始: 昭和30年度)

市等の保有車両管理の一助とするため、損害保険会社の代理店として自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の取扱いを行っています。

1

事業経営状況

(令和6年度決算の概要)

1. 相互救済事業

① 建物総合損害共済

※千円未満切り捨て

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
契約件数	326,528 件	326,694 件	△ 166 件	99.9 %
分担金受取額	8,338,106 千円	8,038,292 千円	299,814 千円	103.7 %
共済金支払件数	3,142 件	4,014 件	△ 872 件	78.3 %
共済金支払額	4,794,272 千円	5,012,725 千円	△ 218,453 千円	95.6 %
損害率	57.5 %	62.4 %	△ 4.9 割合	—
支払備金	20,192,000 千円	17,699,000 千円	2,493,000 千円	114.1 %

② 自動車損害共済

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
契約台数	203,839 台	203,452 台	387 台	100.2 %
分担金受取額	3,255,680 千円	3,234,467 千円	21,213 千円	100.7 %
共済金支払件数	14,495 件	14,949 件	△ 454 件	97.0 %
共済金支払額	2,694,977 千円	2,444,898 千円	250,079 千円	110.2 %
損害率	82.8 %	75.6 %	7.2 割合	—
損害平衡負担金	9,677 千円	6,068 千円	3,609 千円	159.5 %
損害率 (含損害平衡負担金)	82.5 %	75.4 %	7.1 割合	—
支払備金	1,113,000 千円	1,070,000 千円	43,000 千円	104.0 %

合 計(①+②)

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
分担金受取額	11,593,786 千円	11,272,759 千円	321,027 千円	102.8 %
共済金支払件数	17,637 件	18,963 件	△ 1,326 件	93.0 %
共済金支払額	7,489,249 千円	7,457,624 千円	31,625 千円	100.4 %
損害率	64.6 %	66.2 %	△ 1.6 割合	—
支払備金	21,305,000 千円	18,769,000 千円	2,536,000 千円	113.5 %

③ 地震災害見舞金

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
交付団体数	54 団体	1 団体	53 団体	5400.0 %
見舞金支払額	1,613,200 千円	2,330 千円	1,610,870 千円	69236.1 %
支払備金	42,000 千円	※ 752,000 千円	△ 710,000 千円	5.6 %

※「令和6年能登半島地震」を計上しています。

2. 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
前年度末融資残額	38,830,085千円	38,894,550千円	△ 64,465 千円	99.8 %
当期償還金額	7,725,239千円	8,073,165千円	△ 347,926 千円	95.7 %
当期融資団体数	311 団体	310 団体	1 団体	100.3 %
当期融資額	7,786,200千円	8,008,700千円	△ 222,500 千円	97.2 %
期末融資残額	38,891,045千円	38,830,085千円	60,960 千円	100.2 %

3. 防災専門図書館事業

防災専門図書館費	8,716千円（令和6年度実績）		
蔵書数	173,263冊（当年度中増加820冊）		
来館者数／非来館者数*／問合せ件数	1,099人	153人	677件
インターネットアクセス件数	13,927件		

*非来館者数：メール等での問合せ者数

4. 日本都市センター会館事業

	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
貸室 団体数	31 団体	31 団体	0 団体	100.0 %
貸室収益	185,222千円	185,054千円	168 千円	100.1 %
会議室収益	1,108,181千円	1,097,818千円	10,363 千円	100.9 %
客室 宿泊者数	138,054人	136,864人	1,190 人	100.9 %
客室収益	1,397,152千円	1,152,376千円	244,776 千円	121.2 %
食堂収益	263,325千円	248,203千円	15,122 千円	106.1 %
その他会館事業収益	115,581千円	85,838千円	29,743 千円	134.7 %

5. 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

① 道路賠償責任保険取扱業務

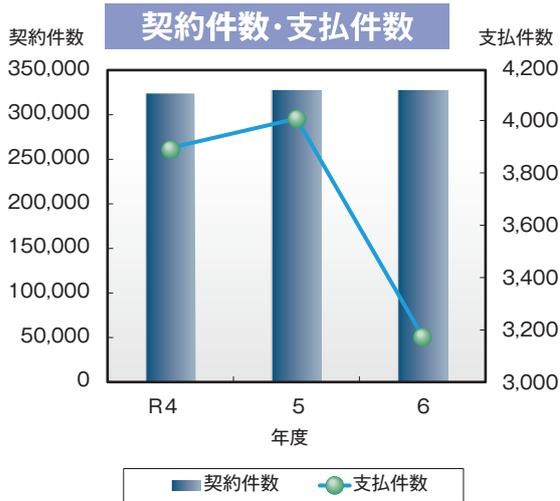
	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
市数	603市	605市	△ 2 市	99.7%
手数料収入	36,728千円	36,659千円	69 千円	100.2%

② 自動車保険損害賠償責任保険代理店業務

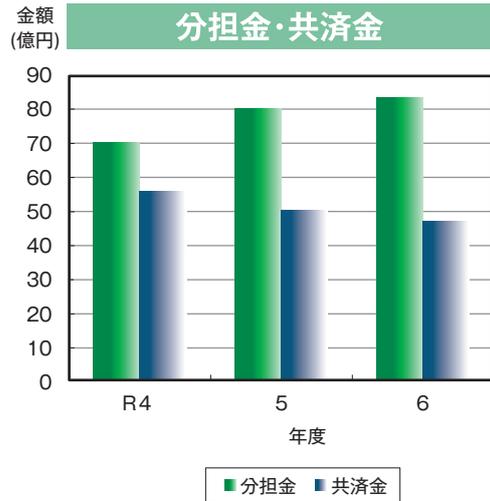
	令和6年度実績	令和5年度実績	増△減	対前年度比
取扱台数	9,643台	9,710台	△ 67 台	99.3%
手数料収入	15,209千円	15,315千円	△ 106 千円	99.3%

2 共済事業の実績 (令和4年～令和6年度)

1 建物総合損害共済

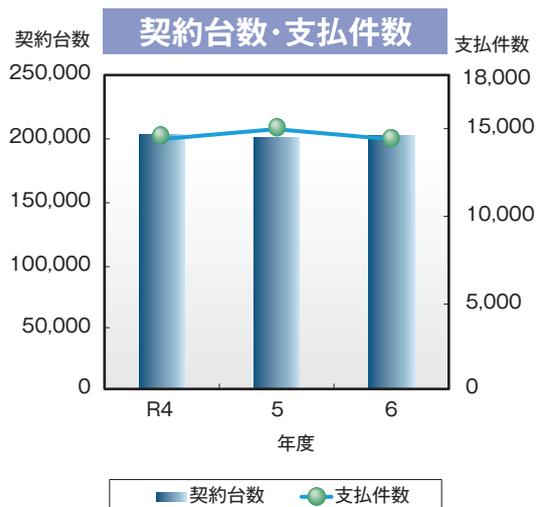


年度	契約件数	支払件数
R4	327,212	3,892
5	326,694	4,014
6	326,528	3,142

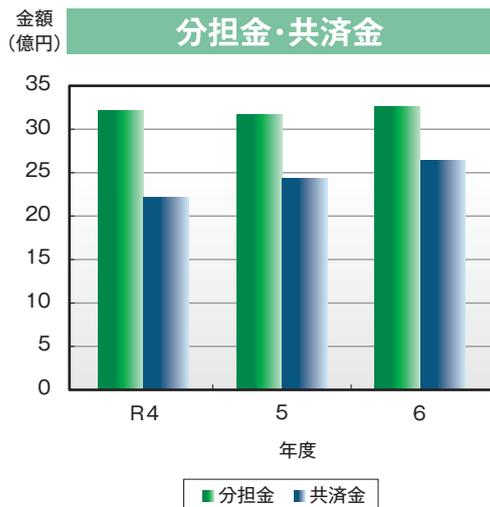


年度	分担金	共済金
R4	70億4,863万円	55億6,405万円
5	80億3,829万円	50億1,272万円
6	83億3,810万円	47億9,427万円

2 自動車損害共済



年度	契約台数	支払件数
R4	204,419	14,508
5	203,452	14,949
6	203,839	14,495



年度	分担金	共済金
R4	32億3,775万円	22億0,478万円
5	32億3,446万円	24億4,489万円
6	32億5,568万円	26億9,497万円

沿革

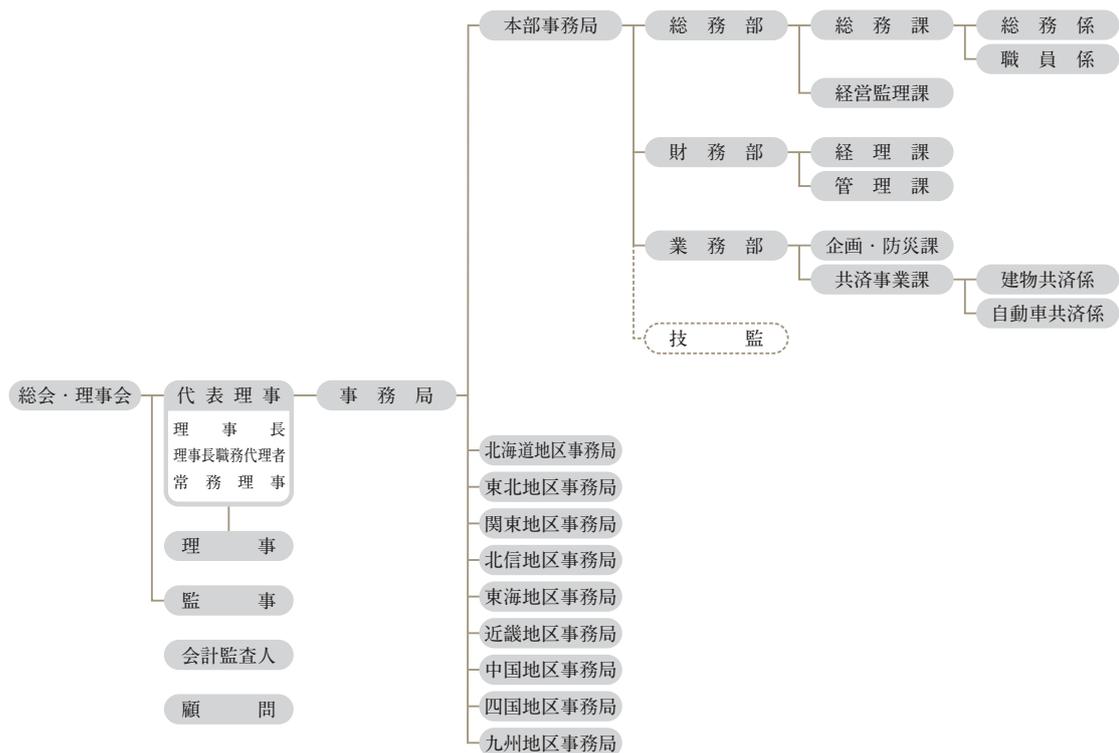
昭和23	法人設立許可 (24. 1.14)
	火災共済事業開始 (24. 1.18)
27	自動車損害共済事業開始 (27. 7.21)
30	全国市長会に対する協助金制度実施
	準備積立金特別運用制度 (消防施設整備資金還元融資) 実施
	自動車損害賠償責任保険代理店業務開始
31	全国市議会議長会に対する協助金制度実施
	防災専門図書館開設
33	創立10周年記念式典挙行
	日本都市センター会館 (旧会館) 竣工
35	風水災害見舞金制度実施
39	建物総合損害共済制度実施
43	建物総合損害共済事務に電子計算組織の利用開始 (計算委託)
45	自動車損害共済事務に電子計算組織の利用開始 (計算委託)
47	自動車損害共済損害平衡負担金規程制定
49	道路賠償責任保険取扱業務開始
55	還元融資規程制定
	地震災害見舞金規程制定
平成 4	破砕処理施設の爆発事故防止対策マニュアル刊行
10	破砕処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル刊行
11	日本都市センター会館 (現会館) 竣工
14	ホームページ開設
15	破砕処理施設の火災・爆発事故調査報告書刊行
17	自動車損害共済総合業務規程制定 (総合契約業務開始)
	落雷事故被害軽減対策に関する調査報告書刊行
21	ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル刊行
22	「防災専門図書館所蔵火災・地震関係かわら版」Webコンテンツ開設
23	(議案) 公益社団法人への移行認定申請について (23.6.14 通常総会)
	内閣府公益認定等委員会に対し公益社団法人への移行認定申請 (23.9.16)
	東日本大震災等に伴う地震災害見舞金 (特例措置) を交付
24	内閣総理大臣から理事長あて認定書交付 (24.10.23)
	公益社団法人全国市有物件災害共済会設立登記 (24.11.1)
26	公共施設のための雷害対策ガイドブック刊行
	ごみ処理施設の火災事故防止のための防火安全マネジメントマニュアル刊行
28	共済基幹システム稼働
令和 3	全国792市の全てが入会 (3. 4. 1)
5	日本都市センター会館がBELSの最高評価(5つ星)及びZEB Orientedの認証を取得

<令和7年8月現在>

組織概要

設立	昭和24年1月14日
公益社団法人移行	平成24年11月1日
事務局所在地	東京都千代田区平河町二丁目4番1号
会員数	792市
役員	理事長 福田 紀彦 (川崎市長) 理事長職務代理者 高橋 徹 (大阪市副市長) 常務理事 三富 吉浩 理事 17名 (代表理事3名を除く) 監事 2名 顧問 3名
事業内容	公益目的事業 相互救済事業 (建物総合損害共済事業・自動車損害共済事業)、防災対策の調査研究及び普及啓発事業、消防・防災施設整備事業等資金融資事業、防災専門図書館事業、防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業 収益事業 日本都市センター会館事業、全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業 (道路賠償責任保険取扱業務・自動車損害賠償責任保険代理店業務)

組織図



<令和7年8月現在>

役員名簿

役 職	氏 名	常勤・非常勤
理事長	川 崎 市 長 福 田 紀 彦	非常勤
理事長職務代理者	大 阪 市 副 市 長 高 橋 徹	非常勤
常務理事	三 富 吉 浩	常 勤
理 事	札 幌 市 副 市 長 山 本 健 晴	非常勤
理 事	旭 川 市 副 市 長 中 村 寧	非常勤
理 事	仙 台 市 副 市 長 藤 本 章	非常勤
理 事	高 崎 市 副 市 長 曾 根 光 広	非常勤
理 事	鎌 倉 市 副 市 長 比 留 間 彰	非常勤
理 事	福 井 市 副 市 長 荒 木 一 男	非常勤
理 事	金 沢 市 副 市 長 山 田 啓 之	非常勤
理 事	名 古 屋 市 副 市 長 杉 野 み どり	非常勤
理 事	津 市 副 市 長 山 下 佳 寿	非常勤
理 事	京 都 市 副 市 長 竹 内 重 貴	非常勤
理 事	神 戸 市 副 市 長 今 西 正 男	非常勤
理 事	広 島 市 副 市 長 中 井 幹 晴	非常勤
理 事	美 祢 市 副 市 長 志 賀 雅 彦	非常勤
理 事	高 松 市 副 市 長 加 藤 昭 彦	非常勤
理 事	宇 和 島 市 副 市 長 西 本 能 尚	非常勤
理 事	北 九 州 市 副 市 長 江 口 哲 郎	非常勤
理 事	福 岡 市 副 市 長 光 山 裕 朗	非常勤
監 事	遠 藤 幸 子	非常勤
監 事	西 川 敏	非常勤

顧 問	全 国 市 長 会 会 長 松 井 一 實	非常勤
顧 問	全 国 市 議 会 議 長 会 会 長 丸 子 善 弘	非常勤
顧 問	公 益 財 団 法 人 日 本 都 市 セ ン タ ー 理 事 長 大 西 秀 人	非常勤

所在地/交通・アクセスマップ



交通機関と所要時間

●電車でお越しの場合

麹町駅【東京メトロ 有楽町線】
半蔵門方面1番出口より徒歩約4分

永田町駅【東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線】

4番・5番出口より徒歩約4分

9b番出口より徒歩約3分

※永田町駅からのアクセスは、5番出口方面の先にある

9b出口が便利です。

日本都市センター会館前のプリンス通りに出られます。

赤坂見附駅【東京メトロ 丸の内線・銀座線】

D出口より徒歩約8分

四ツ谷駅【JR中央線】

麹町出口より徒歩約14分

●都バスでお越しの場合

都バス橋63

平河町2丁目「都市センター前」下車
(新橋駅～市ヶ谷駅～小滝橋車庫前)

●お車でお越しの場合

首都高速 霞ヶ関出口より5分

地方自治法(昭和22年法律第67号)抄

第263条の2

① 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

(昭38法律99本項一部改正)

② 前項の公益的法人は、毎年1回以上定期的に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に2回以上掲載しなければならない。

③ 第1項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法(平7法律105)は、これを適用しない。

(平7法律106本項一部改正)

(平25法律44本項一部改正)

(昭23法律179本条追加)

公益社団法人 全国市有物件災害共済会ガイドブック

発行 — 令和7年8月 第19版

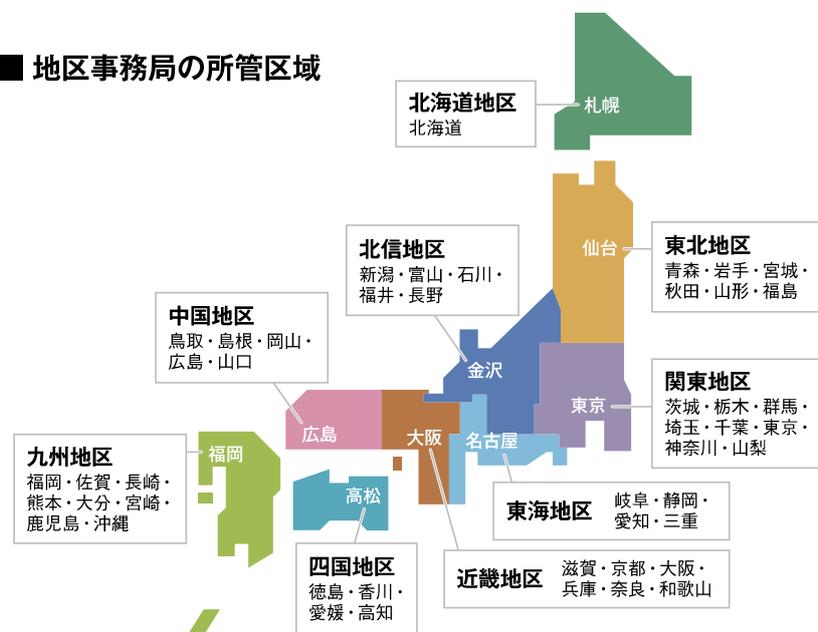
発行者 — 公益社団法人全国市有物件災害共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 日本都市センター会館内

☎03-5216-8712

印刷 — 株式会社 彩匠堂

■ 地区事務局の所管区域



■ 事務局

総務部・財務部・業務部	〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館内 TEL03-5216-8712 (代表) FAX03-3265-8221 info@city-net.or.jp
北海道地区事務局	〒060-0002 札幌市中央区北2条3丁目1番地 太陽生命ひまわり札幌ビル6階 TEL011-211-3337 FAX011-221-5684 hokkaido@city-net.or.jp
東北地区事務局	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番15号 日本生命勾当台南ビル4階 TEL022-222-2350 FAX022-262-1970 tohoku@city-net.or.jp
関東地区事務局	〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館10階 TEL03-5216-8754 FAX03-3234-3160 kanto@city-net.or.jp
北信地区事務局	〒920-0999 金沢市柿木島1番1号 金沢市役所第二本庁舎2階 TEL076-264-2300 FAX076-220-2590 hokushin@city-net.or.jp
東海地区事務局	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目10-19 名古屋商工会議所ビル8階 TEL052-204-3065 FAX052-204-3069 tokai@city-net.or.jp
近畿地区事務局	〒541-0044 大阪市中央区伏見町2丁目1-1 三井住友銀行高麗橋ビル5階 TEL06-6209-8833 FAX06-6209-8844 kinki@city-net.or.jp
中国地区事務局	〒730-0011 広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎10階 TEL082-511-9075 FAX082-222-4295 chugoku@city-net.or.jp
四国地区事務局	〒760-0017 高松市番町1丁目7-5 明治安田生命高松ビル7階 TEL087-823-3930 FAX087-823-3934 shikoku@city-net.or.jp
九州地区事務局	〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1-1 アクロス福岡6階 TEL092-711-8111 FAX092-711-1768 kyushu@city-net.or.jp



公益社団法人

全国市有物件災害共済会

<https://city-net.or.jp>